

# 浄化槽クリーンに 浄化槽してありますか

## ～10月1日は浄化槽の日です

「子どもの頃は、近くの川や海で泳ぎ、魚やザリガニを捕ったけれど…」といった話は、多くの地域で聞かれます。その原因の1つとして、各家庭にある浄化槽が適切に管理されていないことが挙げられます。管理不十分な浄化槽は、生活排水を浄化できず、放流した水が環境汚染の原因になります。10月1日は、浄化槽に係わる人の責任と役割を定めた浄化槽法が施行された日を記念して「浄化槽の日」と定められています。きれいな川や海を守るため、浄化槽の役割を理解し、定期的な点検を行いましょ。

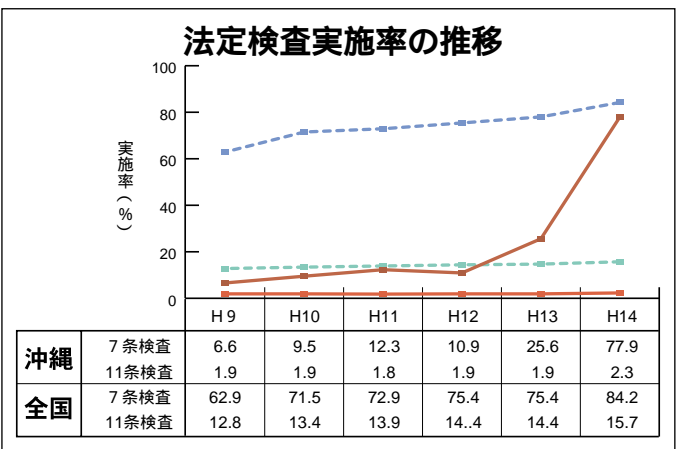
### 浄化槽は生き物です

維持管理をしっかりと  
浄化槽は、微生物が、活動しやすい環境を保つように維持管理をすることが大切です。維持管理が適正に行われないと、浄化槽の機能が低下し、環境汚染の原因となります。  
保守点検をしましょう  
保守点検で、浄化槽の運転状況の点検や装置の調整、修理、消毒剤の補充などを行います。県知事に申請し登録した保守点検業者が行うことになっていきますので、各保健所の生活環境課にご相談ください。  
清掃をしましょう  
清掃で浄化槽内にたまった浮遊物や汚泥などを取り除き、汚泥の調整や装置の洗浄を行います。市町村の許可を受けた浄化槽清掃業者が行うことになっていきますので、各市町村の担当窓口にご相談ください。  
検査を受けましょう  
使用開始後の六～八カ月の間と、その後毎年一回、県が指定した検査機関による法定検査を受けることが義務づけられています。

指定検査機関  
社団法人沖縄県環境整備協会  
TEL 098 835 8833

### 浄化槽検査受検率の低い沖縄

浄化槽を使い始めてから、6カ月から8カ月の間に受ける水質検査を「7条検査」、その後毎年1回定期的に受ける水質検査を「11条検査」といい、どちらも浄化槽法で検査を受けることが義務づけられています。しかし、本県における受検率は、全国平均に比べて低く、特に、定期検査である「11条検査」の受検率は2.3%と、浄化槽管理に対する意識の低さが見られます。生活を衛生的にし、美しい海を守るためにも、水質検査を行いましょ。



**浄化槽検査料金**  
7条検査：8,500円      11条検査：4,200円

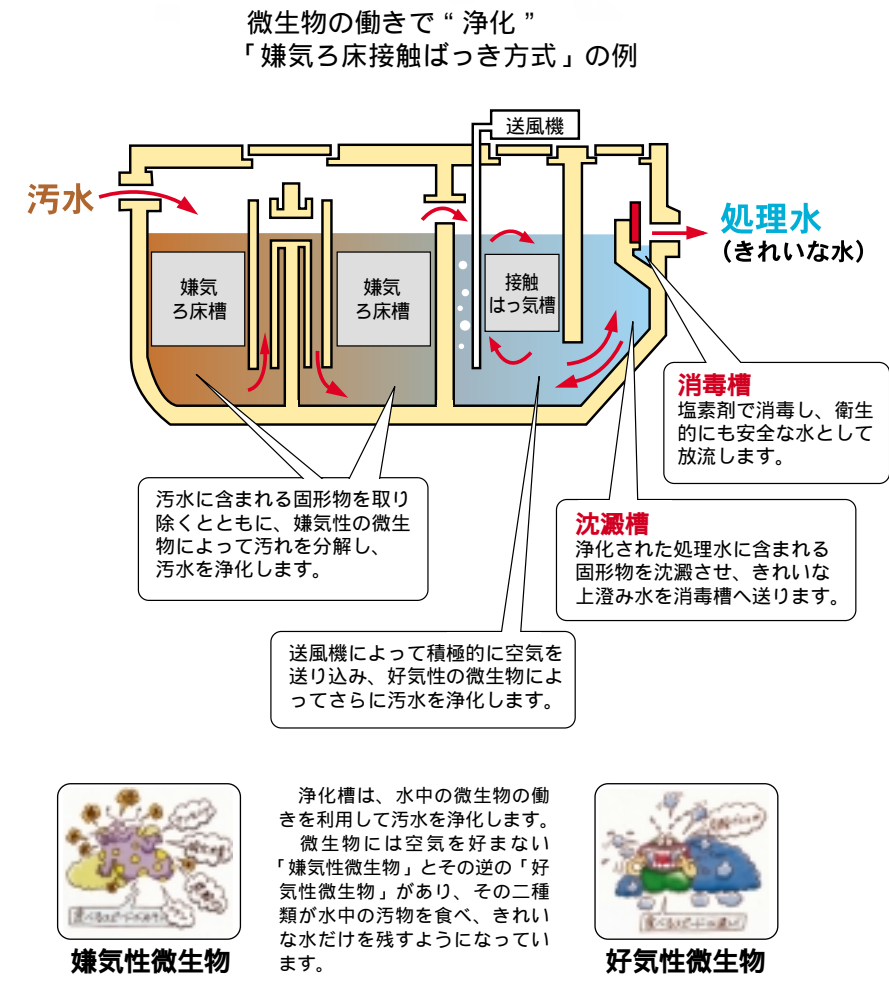
**浄化槽設置者講習会**  
平成17年の2月から3月にかけて、県内各保健所で浄化槽設置者講習会を実施します。講習会では、浄化槽の基本的な構造及び使用上の注意点、また、清掃及び法定検査受検について説明を行います。  
対象者 平成16年2月1日以降に浄化槽設置届出を提出した方、その他浄化槽設置者など

### 今日からできる排水対策

ちょっとした心がけで始められる排水対策。浄化槽への負担を減らすためにも、できることから心がけていきましょう。

- 台所**
  - 使った油は流しなどに流さず、拭きとるか固めるかしてごみと一緒に出す。
  - 鍋や皿のひどい汚れは紙で拭いてから出す。
  - 三角コーナーには細かいネットをかぶせる。
- 洗濯**
  - 無リン洗剤を使う。
  - 洗剤は適量を使う。
- トイレ**
  - 紙おむつ、たばこの吸い殻等は流さない。
  - トイレトーパーを使う。
  - 塩酸等の薬品を使わない(普通のトイレ洗剤はOK)
- 浄化槽**
  - 殺虫剤は使わない。
  - 電源は切らない。
  - (浄化槽内の微生物に空気を送れなくなり、微生物が死滅して浄化槽の機能を停止させてしまいます)

### 合併処理浄化槽の仕組み



きれいな川や海のために  
私たちは日常の生活をするうえで、台所、風呂場、トイレなどからたくさんのお生活污水を排出しています。この排水を浄化・消毒し、川や海を汚さないようにするために設置するのが浄化槽です。  
県内の下水道整備率は約五八パーセント。それ以外の地域において、約六十万人が浄化槽を使用しています。  
浄化槽は、正しい使い方と適切な維持管理を行えば、本来の機能を十分発揮し、川や海の汚染を最小限に抑えることができます。  
しかし、間違った使い方をしたり、維持管理が適切でなかったりすると、放流水の水質悪化や悪臭の発生により、環境を悪化させてしまいます。  
きれいな川や海を取り戻すためには、浄化槽の役割を理解し、適切に管理することが重要です。

イラストは(社)全国浄化槽団体連合会パンフレットより

お問い合わせ 県環境整備課 TEL.098-866-2231 FAX.098-866-2235